広島県登録リサイクル製品に関する御意見・御要望

1　登録（更新）申請に関する御意見・御要望

番号	御意見	対応方針
(1)	登録リサイクル製品の有効期間を5年にしてほしい。（２件）	登録リサイクル製品の有効期間については，製品の安全性及び品質の確認のため，３年と定めています。御理解くださるようお願いします。
(2)	新規登録と更新時の手続きが同じ手数でなく，簡素化してほしい（材料成績表のみの提出など。）（３件）	更新制度を設けてはいませんが，継続して登録申請をいただいている場合には，手続きの負担軽減となるように，提出書類の見直し等について検討します。

2　登録製品の原材料に関する御意見・御要望

番号	御意見	対応方針
（１）	製品登録時に安全性に関する基準として，土壌の汚染に係る環境試験(溶出試験）結果を添付しているが，製造時における原材料等の不均一性を考慮すると，最低でも年度毎に更新する必要はないのか疑問に思う。	登録リサイクル製品の有効期間については，１（1）のとおり，３年と定めています。 しかし，御意見のように基準を超過する恐れのある原材料を使用されている場合には，製品の検査を定期的に行なうなどの対策をお願いしております。
（２）	アスファルトガラが適正に利用されていない。アスファルトガラはアスファルトプラントがあるところで処分するようにしてほしい。	県の土木工事等で発生するアスファルトガラについては，資源の有効な利用の促進のため，再資源化に努めています。 この際，再生加熱アスファルト混合物だけでなく，再生砕石として再資源化する場合もありますので，搬入する施設はアスファルトプラント（アスファルト再生合材施設）に限定していません。
（３）	山間部においては，廃材の受入量も少ない年度がある，再生砕石の使用率50%の規準を若干緩和出来ればよいのですが…	再生砕石については，再生資源の利用促進のため，登録の要件として再生資源の使用割合（50%）を定めています。ご協力くださるようお願いします。

3　登録制度のＰＲ等に関する御意見・御要望

番号	御意見	対応方針
（１）	製品の認知度を高める為，展示会や即売会などを年数回行えば良いのではないでしょうか。（３件）	環境イベントなどの場で製品や制度の紹介等を行ない，製品の認知度向上に努めます。
（２）	建設業者の間ではまだリサイクル製品を活用することでの認識が薄いことから，ＨＰ等での認知アップや建設業説明会等での説明をしていただくことで，周知・理解されると思われます。	ホームページの内容見直しを検討すると共に，県関係部局及び関係団体を通じて周知に努めます。
（３）	県内外のリサイクル部会など県や民（官民）主催の会合，研究会を開催してほしい。	現時点でこのような会合等の開催は予定していませんが，各事業者の方々の御意見を伺い，制度の改善などに努めます。

（4）	他社の製品が本制度をどの様に活用されているか，良い事例などを公表して頂きたい。それを参考にして，弊社の営業活動に有効活用していきたい。	ホームページの各製品ページのＰＲ欄に使用事例等を掲載しているものもありますが，そうした情報提供の方法について検討します。

4　公共における登録製品の使用促進についての御意見・御要望

番号	御意見	対応方針
（1）	公共工事において，リサイクル製品の使用を促進して欲しい。 （11 件）	県発注の工事については，既に土木工事共通仕様書等に基づいて，登録リサイクル製品の使用に努めています。 今後は継続して使用に努めると共に，国や市町発注の工事についても使用が促進されるよう，連携の強化に努めます。
（2）	県の行なうイベント等で使用するなど，積極的なバックアップをして欲しい。	県では，広島県グリーン購入方針に基づいて環境負荷の低減を考慮した物品の調達に努めており，登録リサイクル製品についても優先的に調達することとしています。 県の行なうイベントにおいても，この方針のとおり優先的に使用することとしております。

5　民間における登録製品の使用促進についての御意見・御要望

番号	御意見	対応方針
（1）	公共工事だけでなく，民間での工事等についてもリサイクル製品の使用が促進されるような施策をしてもらいたい。（4 件） ・　リサイクル製品の購入に対する補助 ・　入札時の評価ポイントのアップ　など	民間工事等でのリサイクル製品の使用促進を図ることを目的とした，リサイクル製品使用事業所認定制度の創設などを検討します。
（2）	再生する前は，廃棄物でした。中間処理を行い再商品化しても思うような販路は企業努力で行うにしては限界があります。当社の業種は廃棄物処理のため，土木や建設業者の販売が難しい状況です。また，リサイクル製品をどこで手に入れたらいいのかわからないとか，県の方から必須で使用することにはなっていないとか，また，建設リサイクルの処理を行っている方も増えてきているので，企業間の横つながりで使っているとか，岡山県のように指定で利用していただくことはできないのでしょうか。	３（２）と同様に広報，周知に努めます。 また，岡山県での利用実態を調査します

6　その他の御意見

その他，次のとおり御意見をいただいています。

番号	御意見
（1）	岡山県側の使用が非常に目立ちます。
（2）	公共工事より発生する産業廃棄物より，生産した商品を使用するため，登録制，承認制は非常に良い制度だと思う。循環型社会を目指すなかにおいて，登録商品等の使用の義務化がのぞまれる。
（3）	登録のメリットが実感できない
（4）	広島県に於いて循環型社会形成を目指し，県内リサイクル産業の促進等を目的としているが，その目的において促進されているとは考えにくく，情報提供制度に留まらず積極的な活用，促進の展開を希望します。
（5）	登録制度に関して問題は特に無いが，製品化された商品に対して行政側の理解に難あり。
（6）	需要（製品出荷）供給（廃材受け入れ）のバランスが悪く，製品不足，製品在庫の時期がずれる。
（7）	昨今，砕石が使用される工事が激減しているが，砕石が使用される工事が発生されないとストックヤードがいっぱいになり産廃の受入が困難になる事も考えられる。
（8）	RC は同じリサイクル製品である鉄鋼スラグと競合する。大企業でなく中小零細企業を助けてもらいたい。
（9）	RM は新材と競合し，役所の仕様書になかなか記載されない。改良土は残土と競合し，出荷が厳しい。
(10)	再生砂は良質なものであるが，役所に設計に組んでもらえないため，出口がなく困っている。
(11)	バラス作製時に発生する粒径 50～100 ミリ　サイズのニーズがある。今までは産廃として処分していたが，規格外品として販売したい。何か良い方法はありませんか？
(12)	弊社の様に建設汚泥のリサイクルを行っている側からすれば，埋立等にバージンの材料を用いること自体が，環境悪化に繋がるのではないかと思います。
(13)	使用目的に苦慮しているので，「スラグ」の利用促進に繋がる登録制度（使用や販売ルートへ繋がる仕組み）があればよいと思う。